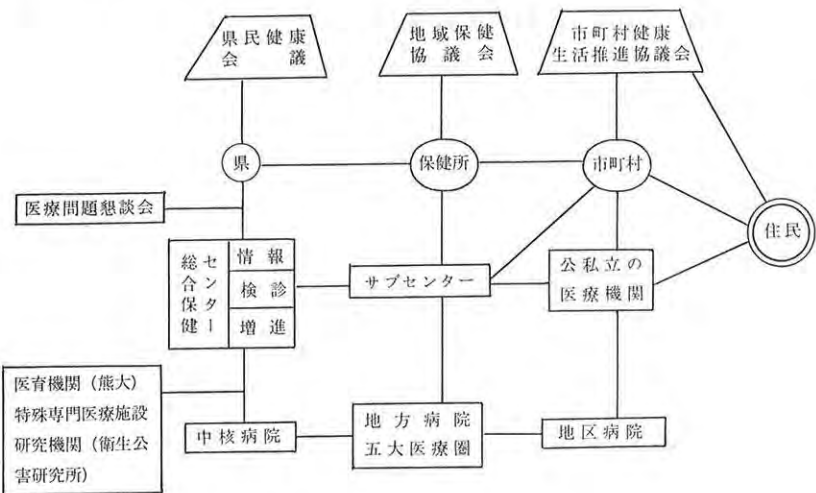


総合保健医療体制の構想



	県民健康会議	地域保健協議会	市町村健康生活推進協議会
推進機関	全県的な健康生活上に関する基本計画の確立	○地域健康増進計画の策定 ○予防検診等保健活動の推進	○保健環境衛生対策の協議 ○保健衛生施策のための連絡調整
行政機関	県	保健所	市町村
	総合的な指導調整	保健所管内の総合的な指導調整	市町村管内の総合的な健康管理計画の作成指導調整
保健医療施設	総合保健センター	サブセンター	公私立の医療機関
	○自動診断システムによる情報分析 ○健康異常者への精密検診および保健指導等健康管理ならびに医療管理	○総合検診データのセンター情報入力、ブロック内情報管理 ○ブロック内における中高度の試験検査 ○巡回診療車の活用	○健康に関する情報ならびに資料(検体)の収集確保 ○健康者および有症者等に対する治療保健指導 ○検診の実施
	中核病院	地方病院	地区病院
	特殊疾病を含めたところの最高度の医療を提供する総合病院	五大医療圏単位に高度の医療需要に対応できるよう救急医療特殊医療等の機能も保持する総合病院	およそ広域市町村圏単位に相当程度の医療需要に対処出来る施設

**3 医療ネットワークの形成**  
 県民が容易に適切な医療を受けられるためには、

健康は与えられるものではなく住民個人の自覚と努力によるものではなく、多様な健康に関する要望に答えるためには、県内のあらゆる保健医療に関係する機関と医療従事者の理解と協力のもとより、県民総ぐるみでその施策の推進に当たらなければなりません。

**1 保健医療推進体制の整備**  
 県民の参加による積極的な保健医療を

総合的な保健医療体制の確立を図るには、次の七つのことが考えられます。

**総合保健医療体制の確立**

**2 総合保健センターの設置**

われわれの明日の健康を確保するためには、情報処理の立場からこれまでの医療システムを見直し、きたるべき社会に対応した高度な医療情報システムの開発を考えていく必要があります。

**健康特集**

**県民みんな健康づくりを!**

最近の県民の有病率は増加傾向にあります。それも成人病といわれる種類の病名の増加です。今回は「健康」に焦点を合わせ特集することにしました。県では現在、医療プロジェクトを組織して総合保健医療体制の整備を図っていますが、これには県民の皆様のお智慧をいただかねばなりません。そこで五人の関係者や住民の方のご意見も併せて掲載しました。



**1 健康の確保と増進について**

— 県の考え方 —

人間尊重の豊かな福祉社会を築くためには県民のひとりひとりが肉体的にも精神的にも健康であることが基本的には必要不可欠です。県民の健康は、平均寿命の延長や乳児死亡率の減少、伝染病罹患率の低下などにみられるように、近年、著しく改善されてきました。しかし、一方では、社会生活の複雑化や人口構成の高齢化などともなっており、成人病や精神神経症、交通事故などによる傷害や後遺症、運動不足による肥満など、さまざまな健康を阻害する要因が新しく増加しつつあります。また、都市化の進展による医療機関の都

市集中化にもなっており、へき地における住民の医療対策が深刻な問題となっております。左図は、このような医療需要の多様な傾向に即応して、合理的近代的な総合保健医療体制を確立するための基本的な考え方を示すものであり、この構想に基づいて保健医療を受ける側と、それを担当する側が有機的な連携を保ちながら、両者一体となり健康に対する県民の意識を高め、健康な生活を確保していくための健康管理を行い、さらに積極的な健康増進対策を展開しようというものです。そこで熊本県では、昭和四十七年十二月末に保健医療対策推進に関するプロジェクトチームを編成し、現在の熊本県の保健医療の水準がどの位置にあり、また活用できる社会資源の調査、将来予測される保健医療上の問題点の把握などから、種々検討を重ね、今まで検討された内容について中間報告書として取りまとめました。この中間報告書の内容についての骨子は、総合保健医療体制の確立、健康管理対策の推進、医療の確保対策の三本の柱からなっています。特に、ここでのべられている中間報告の内容については、県民の健康水準の向上のための方策について検討し、その方向づけを行ったものであり、今後、社会情勢の変化や住民側の要求の変化などにより、弾力的にこの計画の具体的な推進に当たらなければなりません。また、